

身体的拘束最小化に向けての指針

第1. 身体的拘束に関する基本的な考え方

医療機関において、患者または他の患者等の生命または身体を保護するため緊急のやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。医療法人成仁会 成仁会病院（以下、当院という）に置いて身体的拘束について全職員が把握し、指針に基づいた行動が取れるよう、本指針を作成する。

第2. 身体的拘束最小化チームおよび身体的拘束最小化委員会の設置に関する基本事項

上記の基本的考え方を基に活動するために、身体的拘束最小化チームおよび身体的拘束最小化小委員会を設置する。設置規程については「身体的拘束最小化チーム設置規程」・「身体的拘束最小化小委員会設置規程」に定める。

第3. 身体的拘束最小化のための職員に対する研修に関する基本方針

- （1）身体的拘束最小化の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- （2）職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- （3）研修の開催結果又は外部研修の参加実績については開催日時・出席者・研修目的・研修項目等を記録し3年間保存する。

第4. 身体的拘束の実施状況の報告に関する基本方針

- （1）身体的拘束を最小化とするため、身体的拘束最小化チームは把握を行い、必要な項目については職員へ周知し活用する。
- （2）鎮静を目的とした薬物の適正使用ができているかを、身体的拘束最小化チームと診療部、薬剤科等で検討する

第5. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- （1）本指針は、患者または家族が閲覧できるようにする。
- （2）患者、家族への疾病の説明とともに、身体的拘束最小化の基本についても説明し理解を得た上で協力を求める。

第6. その他身体的拘束最小化の推進のための必要な基本方針

- （1）本指針および身体的拘束に関する方法や記録の規定について定めた「身体的拘束に関す

る規定」の遵守に努める。

(2) 本指針および「身体的拘束に関する規定」については定期的に見直しを行う。

(3) 身体的拘束最小化に関して他職種との連携強化に努める。

(附則) この規程は、令和6年4月15日より施行する。

2026年7月8日 医療安全委員会・身体的拘束最小化小委員会承認

バージョン	日付	担当者	備考	承認
1.0	2024/4/15	清水 れいか	初版作成	
2.0	2026/6/18	清水 れいか		済